

鳥労発基 0227 第 3 号  
令和 8 年 2 月 27 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等  
(代替化学名等関係) の施行について

日頃から、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）については、令和 7 年 5 月 14 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日から改正法の一部が施行されることに伴い、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 3 号。以下「整備省令」という。）が令和 8 年 1 月 20 日に公布され、労働安全衛生規則第 34 条の 2 の 6 の 2 の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの（令和 8 年 2 月 20 日厚生労働大臣告示第 42 号。以下「告示」という。）及び通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針（令和 8 年 2 月 20 日通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針公示第 1 号。以下「指針」という。）が令和 8 年 2 月 20 日にそれぞれ告示等され、いずれも令和 8 年 4 月 1 日に施行又は適用されることとなったところです。

今般、整備省令、告示及び指針のうち、代替化学名等関係部分等について、別添のとおり令和 8 年 2 月 20 日付け基発 0220 第 5 号をもって厚生労働省労働基準局長から通達がありましたので、貴団体におかれましてもご承知の上、傘下会員等の関係事業者に対して周知を図っていただきますようお願いいたします。

